



【本申請書に係る用語の定義】（参考）

	用語	定義
申請者について	転入	補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）が、北九州市外から北九州市内の居住地へ住所を異動し、補助金の交付対象住宅（以下「補助対象住宅」という。）に居住することをいいます。
	従業員	住むなら北九州 定住・移住推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第34条第1項で定める補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）に雇用されている者で、要綱第36条第1項で定める補助金の対象住戸（以下「補助対象住戸」という。）へ転入する方をいいます。
	良質な社宅	建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）に規定する長屋、共同住宅又は寄宿舎で、次の全ての要件を満たすものをいいます。 ○市内において企業が自ら運営し、かつその従業員等の住居用に建設又は購入するもの。 ○一棟あたり20戸以上。 ○新築（新たに建設又は購入された社宅で、まだ人の居住の用に供したことがなく、建設工事の完了の日から起算して1年を経過していないもの）であるもの。 ○公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないなど社宅利用として支障がないものであるもの。 ○国又は他の地方公共団体から補助金の交付を受けていないもの。 ○補助金の交付を受けた日から10年間社宅に供するもの。 ○1戸当たりの住戸専用面積（バルコニー、共用部分は除く）が、世帯人員1人の場合25㎡（居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分が、従業員が共同して利用するため十分な面積を有する場合にあっては、18㎡）以上、世帯人員2人以上の場合30㎡以上のもの。
	本市近郊	直方市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、苅田町、みやこ町、上毛町、築上町、福智町、下関市をいいます。
	事業所等	企業が事業の用に供する事務所、店舗、工場等のことをいいます。
	新規雇用者	事業所等の操業開始の日の前後1年間に、事業所等に新たに勤務することになった雇用者（転入時39歳以下）で社宅建設支援対象住戸に転入又は転居する方をいいます。

【注意事項】

- 必ず、住むなら北九州 定住・移住推進事業（社宅建設応援メニュー）補助申請要領（以下「申請要領」という。）をご確認のうえ、申請書をご記入ください。
- 申請要領については以下の方法でご確認ください。
  - 本市「住むなら北九州 定住・移住推進事業」ホームページを参照。  
[https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/file\\_0052.html](https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/file_0052.html)
  - ホームページを確認できない場合は、都市戦略局住まい支援室（Tel:093-582-2288）までお問い合わせください。